

暫定ケアプラン等の取扱いについて

令和5年10月

上天草市高齢者ふれあい課

1 はじめに

法的には、居宅介護サービス費は「償還払い」が原則です。指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けたとき等には“例外的に”現物給付とする（居宅介護サービス計画費も発生する）ことができるとされていますが、そのためには次の条件を満たしていなければなりません。

- 指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ていること。（居宅サービス計画作成依頼届出書もしくは介護予防サービス計画作成依頼届出書（以下、「居宅届」という。）があらかじめ提出されていること。）
- 当該指定居宅サービスが居宅サービス計画の対象となっていること。（ケアプランが適切に作成されていること。）

2 居宅届について

要介護（支援）認定を受けた人が介護保険のサービスを1～3割負担で利用するためには、事前に居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」という。）を作成する必要があります。居宅届とは、居宅介護支援事業者にケアプランの作成を依頼し、合意したことを市へ届出していたくものです。

ケアプランの作成を居宅介護支援事業者等（以下、「事業所」という。）に依頼する場合や、ケアプランの届出内容に変更（作成依頼事業所の変更や、要介護と要支援をまたぐ要介護状態区分の変更）があった場合には、必ず居宅届を提出する必要があります。

この届出をすることで、事業所は居宅介護支援事業費または介護予防支援費（ケアプラン作成料）の請求を行うことが出来るようになります。また、届出を行った事業所の情報（名称と届出日）が利用者の被保険者証に記載されることとなります。

3 暫定ケアプランについて

暫定ケアプランとは、要介護認定の結果が出ていない（介護度が確定していない）被保険者が、居宅サービスを「現物給付」で利用するために、暫定的に作成されるプランです。

【暫定ケアプランの作成が必要となる場合の例】

- ①新規に要介護等認定の申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- ②区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- ③更新申請中で、認定結果が更新前の認定有効期間内に確定しない場合

上天草市においては、上記①～③に該当した際には、認定結果について要支援・要介護のいずれもが想定される場合においても、居宅介護支援事業所において要介護1もしくは要介護2相当の暫定ケアプランを作成し、居宅届とともにサービス利用前に高齢者ふれあい課に提出していただくこととしています。

要支援・要介護いずれの認定結果であっても利用者に給付がなされるよう、介護予防・居宅の両方の指定を受けている事業者であることが必要となります。そのため、暫定ケアプランの

作成は地域包括支援センターではなく、居宅介護支援事業所にて対応をしていただいています。
(包括では介護のケアプランを作成することができないため。)

特に変更申請時には、「変更申請書」「居宅届」「暫定プラン」を併せて提出していただくようお願いしているところです。

【暫定ケアプラン作成にあたっての留意事項】

- 認定結果が非該当、又は想定した介護度よりも低くなったときは、介護サービスに要する費用の全額または一部が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者・家族に十分な説明を行ってください。
- 要介護等認定は、有効期間が申請日に遡って決定され、暫定ケアプランについても決定された要介護度に基づき有効となることから、暫定ケアプランを作成する場合においても、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚令38)の第13条に定められたケアマネジメントの一連のプロセスを踏んでください。

※暫定ケアプランにてサービス利用をされる場合は、高齢者ふれあい課保険給付管理係に相談・連絡をお願いします。

4 要介護認定結果が確定したら

要介護認定の結果が出ると、有効期間は申請日に遡り、暫定ケアプランについても決定された要介護度に基づき有効となります。ただし、暫定ケアプランは要介護認定が出るまでの一時的なプランなので、認定決定後は、サービス担当者会議の開催や各事業者への照会により、ケアプランの修正の必要性等を確認の上、速やかに確定プラン(本プラン)を作成し、利用者、家族への説明及び同意を経て、利用者及びサービス担当者へ交付することになります。

○見込みの要介護度やプラン内容に変更がない場合

暫定ケアプランにおける担当者会議で、「見込みの介護度が出た場合、当該居宅サービス計画の変更がない」ことが検討されていれば、確定プランのサービス担当者会議については、照会でも差し支えありません。

○認定結果が「要支援」の場合

「居宅届」は介護予防の届出書に読みかえ、届出日も有効としています。また、暫定ケアプランも介護予防の計画書として有効とし、保険給付管理係より地域包括支援センターへ提示をしています。

暫定ケアプランを作成した居宅介護支援事業所は速やかに本プランとして予防プランを作成し、地域包括支援センターへ提出し確認をしてもらいます。そのまま受け持ちができる場合は地域包括支援センターより委託を受けることとなりますが、予防の受け入れが困難な場合は、給付の支障がないようひと月単位で引継ぎができるタイミングで地域包括支援センターへ引継ぎを行ってください(プラン料の関係上)。

○認定結果が「要介護1～5」の場合

要介護1～5の場合、居宅届の届出日が有効となり、「介護サービス計画書(暫定)」での

サービスも有効となります。

本プランは速やかに高齢者ふれあい課へ提出してください。

5 保険給付について

すでに述べたとおり、居宅届は指定居宅介護支援を受けるにあたりあらかじめ届け出ていることが原則であり、新規申請時や区分変更申請時に「要支援」「要介護」のいずれの結果も想定される場合には、申請時に居宅届も併せて提出をお願いしているところです。

この取扱いは、認定更新申請において審査会の遅れにより所定の有効期限が切れ、認定の処分延期によりサービス利用していたが、従前の認定と異なる区分（要支援⇔要介護）が想定される場合も同様です。

また、通常の居宅届については法令上「あらかじめ」市町村に提出する必要があるとされており、原則取扱いは法令通りで、被保険者の負担を勘案して提出月の1日までは遡ることができますが、上天草市の取扱いとしては届出日からの給付を原則としています。よって、当該事業者の1ヶ月分の居宅届を月末にまとめて提出されても遡っての給付は認められませんので、提出もれがないよう注意してください。

※更新時などに、想定外の結果（要介護⇔要支援）となった場合は、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの速やかな連携により、確定ケアプランの作成が可能であれば、暫定ケアプランの作成日に遡って届出を有効なものとしします。

【上天草市における取扱いまとめ】

暫定プラン作成	見込の介護度	居宅届の提出	認定結果	居宅届の取扱い	暫定プランの取扱い	介護報酬の請求
居宅介護支援事業所 ※介護予防・居宅の両方の指定を受けている事業所であること	要介護	サービス利用開始前に提出 ※原則、遡及不可	要介護	届出日から有効	有効 ※本プランを高齢者ふれあい課へ提出	請求可
			要支援	介護予防の届出として読み替え、届出日から有効	介護予防プランとして読み替え、有効 ※居宅事業所は予防の本プランを作成し包括へ提出	
			非該当			請求不可 (サービス利用料は全額自己負担)

【参考】

○介護保険法第41条（居宅介護サービス費の支給）：抄

第41条 市町村は、…要介護被保険者のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、…（略） 指定居宅サービスを受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用…（略）について、居宅介護サービス費を支給する。…（略）

6 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスを受けたとき（当該居宅要介護被保険者が第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっている場合その他の厚生労働省令で定める場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービス事業者を支払うべき当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅サービス事業者を支払うことができる。

7 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護被保険者に対し居宅介護サービス費の支給があったものとみなす。

○介護保険法第46条（居宅介護サービス計画費の支給）：抄

第46条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

4 居宅要介護被保険者が指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けたとき（当該居宅要介護被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅介護支援事業者を支払うべき当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅介護支援事業者を支払うことができる。

○介護保険法施行規則第64条（居宅介護サービス費の代理受領の要件）：抄

第64条法第41条第6項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス…を受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。

イ 当該居宅要介護被保険者が法第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。

○厚生労働省平成18年4月改定関係Q & A（Vol.2）

（問52）要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度（要支援度）が確定するまでの間のいわゆる暫定ケアプランについては、どこが作成し、また、その際には、介護給付と予防給付のどちらを位置付ければよいのか。

（答）いわゆる暫定ケアプランについては、基本的にはこれまでと同様とすることが考えられる。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、**市町村に届出の上で**、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。

その際、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者（要介護者）であると思われるときには、介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。

また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が自ら作成したものとみなし、当該被保険者に対して給付がなされないことがないようにすることが望ましい。

なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置付けることが考えられる。